

青森県環境影響評価条例施行規則一部改正の概要

1 趣 旨

県では、地域の実情に合った環境影響評価制度の運用を行うため、青森県環境影響評価条例（平成11年12月青森県条例第56号。以下「条例」という。）を制定し、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象とならない規模・種類の事業に関する環境影響評価手続等を定め、法と一体的に環境影響評価制度を運用しています。

昨年6月に環境影響評価法の一部を改正する法律（令和7年法律第73号）が公布され、環境影響評価図書（評価書等）の継続公開の制度が導入されるなどの改正が行われたことから、条例対象事業についても同様の制度を導入し、今般、青森県環境影響評価条例施行規則（平成12年6月青森県規則第163号）において、継続期間について決めました。

2 改正の概要

昨年6月の法改正により、環境影響評価図書（アセス図書）の継続公開の制度が導入されました。これまで、事業者はアセス図書を作成し、1ヶ月公表することとなっていたのですが、この期間だけでは後続事業のアセス手続等に十分に活用できないといった課題があったため、継続公開することとされました。

条例においても、法との整合を図ることとし、事業者の同意を得た上で、「方法書」、「準備書」、「評価書」及び「事後調査等報告書」の継続公開（30年間）を行うこととしました。

3 施行日

令和8年4月1日